

# 2020年度 第一種奨学金 (海外協定派遣対象)について

日本学生支援機構より、「海外留学支援制度（協定派遣）」による給付を受けてもなお、経済的支援を必要とする学生を対象とした第一種奨学金の案内がありました。貸与を希望する学生は、学生サービス課奨学支援係で書類を受け取ってください。

■対象者： 2020年度海外留学支援制度（協定派遣）の給付を受ける者のうち、3ヶ月以上1年以内の期間で短期留学する者。

■貸与期間：海外留学支援制度（協定派遣）の給付期間内

■申請締切：

	書類提出締切	初回交付月
第1回	2020年4月20日（月）17:00まで	2020年6月
第2回以降	毎月10日 17:00 まで (※10日が土日祝の場合は、その前日まで)	書類提出締切の2ヶ月後

《注意事項》

- ① 2019年度海外留学支援制度の対象者で、引き続き2020年度にも給付を受けている人は申請できません。
- ② 国内第一種奨学金との併用貸与は出来ません。国内第一種奨学金貸与者で第一種奨学金（海外協定派遣対象）を希望する場合は、国内第一種奨学金を辞退する必要があります。
- ③ 国内第一種奨学金と貸与金額は同額です。但し、第一種奨学金（海外協定派遣対象）のみ**留学時特別増額貸与奨学金（一時金・有利子）**を留学開始月に受け取ることができます。
- ④ 現在の所属課程（学部、修士、博士）で第一種奨学金の貸与歴がある人は、貸与期間に制限があります。詳細は学生サービス課奨学支援係までお問い合わせください。

2020年3月12日  
学生サービス課 奨学支援係